

動物愛護法 改正

今年の9月1日から
改正動物愛護法が施行されています。

虐待の定義と罰則強化

100万円以下の罰金



1 みだりに、給餌や給水をやめたり、酷使したり、病气やけがの状態に放置したり、ふん尿が堆積するなどの不衛生な場所で飼ったりする等の行為は、「虐待」です。動物を虐待することは犯罪です。

みだりな殺傷…
200万円以下の罰金等



2 愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪です。改正動物愛護管理法により、罰則が強化されました。

絶対に傷つけたり捨てたりしてはいけません。

遺棄…
100万円以下の罰金



100万円以下の罰金に
引き上げ



3 無登録での第一種動物取扱業の営業等。

また、法人が違法行為を行った場合の罰則規定に、特定動物の無許可飼養等に対する5000万円以下の罰金刑が追加されました。第二種動物取扱業についても、無届けや虚偽の届出については、30万円以下の罰金の対象となります。

50万円以下の罰金



4 劣悪多頭飼育者への命令違反。

30万円以下の罰金



5 動物の死亡について、第一種動物取扱業者が検案書または死亡診断書の提出を命じられたにもかかわらず、それらを提出しなかった場合の命令違反。

犬、猫を捨てることは犯罪!

捨てたら罰金
100万円以下

虐待したら罰金
200万円以下



自撃したら警察に通報しましょう。

広島県の会員Mさんが改正後のポスターを作ってくれました。

必要な方は、認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会までお申込み下さい。